



賃貸専用

地震保険がセットされた家財の保険

## ジェイアイの くらし安心総合保険

### リビングサポート保険

【給排水管修理費用補償特約・ドアロック交換費用補償特約・加害事故法律相談費用補償特約・通信販売に関する特約・借家人賠償責任総合補償特約・修理費用保険金総合補償特約セット】

+ 地震保険(任意にセット)

- ・(クレジットカード支払の場合)クレジットカードによる保険料支払に関する特約
- ・(保険期間1年の場合)保険契約の継続に関する特約(年払契約用)
- ・(保険期間1年で地震保険セットの場合)保険契約の継続に関する特約(年払契約用)

### くらしの安心を幅広く補償!

- 1 日常生活中に起こるさまざまな事故による損害を幅広く補償
- 2 あなたの**家財の損害**、**大家さんや他人への法律上の損害賠償責任**を補償
- 3 転居(注1)する際のお引越中の**損害**(注2)も補償!

(注1) 保険証券記載の住宅(「保険の対象の所在地」(お申込時に申込書の保険の対象の所在地欄にご記入いただいた住所が保険証券記載の住宅になります。申込書の同欄にご記入がない場合は、申込書のお申込人(保険契約者欄)にご記入いただいた住所が保険証券記載の住宅になります。))からの引越をいいます。

(注2) 引越を行った場合は遅滞なく、弊社にご通知いただく必要があります。  
地震保険は対象ではありません。



大切な家財はもちろん、地震<sup>\*</sup>をはじめ、  
日常生活で発生するさまざまなリスクに備えました。

※地震保険をセットした場合

ご転居の際は、ご契約いただいた取扱代理店もしくは引受保険会社まで必ずご連絡ください。  
所定の手続きにより、保険料の返還もしくは転居先住所で保険契約を継続できる場合があります。

ジェイアイの  
くらし安心総合保険  
**基本補償**

日常生活に起こるさまざま  
さまざまなリスクに幅広く備えた保険です!

「くらし安心総合保険」がくらしの危険を幅広くカバーします。

安心 **1** 家財の補償

あなたの大切な財産を守る補償

火災・落雷・爆発・破裂・盗難・給排水設備や他の戸室で生じた事故による水濡れなどで、家財に生じた損害。さらに、住宅内での偶然な事故、引越中の家財の損害を補償します。

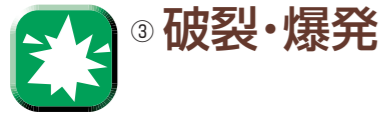
※貴金属等は1個または1組ごと30万円限度となります。



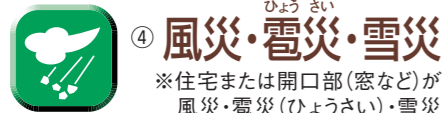
① 火災



② 落雷

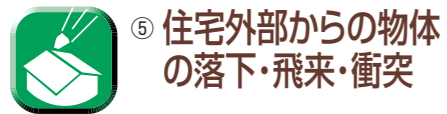


③ 破裂・爆発

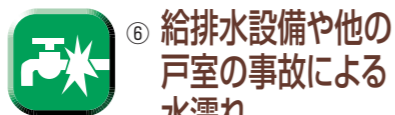


④ 風災・雹災・雪災

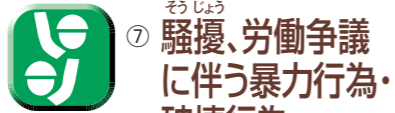
※住宅または開口部(窓など)が風災・雹災(ひょうさい)・雪災で直接破損した結果、家財に損害が生じた場合に限り。



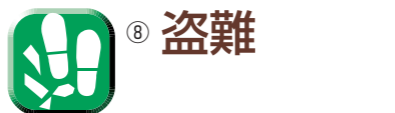
⑤ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突



⑥ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ



⑦ 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



⑧ 盗難

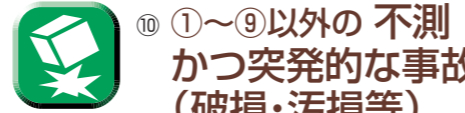
〈下記の通貨・預貯金証書等については盗難の場合のみお支払対象となります。〉

- 通貨・小切手・切手・印紙(20万円限度)
- 預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード(200万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度)
- 乗車券等(乗車船券、航空券、宿泊券、観光券、旅行券。ただし定期券は除きます。)(5万円限度)



⑨ 水災

※家財の再調達価額の30%以上の損害、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った時。



⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)  
(自己負担額3万円)



⑪ 引越中の家財の損害  
(1事故100万円限度)

※保険証券記載の住宅(「保険の対象の所在地」(お申込時に申込書の保険の対象の所在地欄にご記入いただいた住所が保険証券記載の住宅になります。申込書の同欄にご記入がない場合は、申込書のお申込人(保険契約者欄)にご記入いただいた住所が保険証券記載の住宅になります。))から転居先(日本国内)の住宅への運送中の事故によります。  
※水災、通貨・預貯金証書等の盗難事故は対象となりません。

費用補償

◆修理費用保険金  
(1事故につき100万円限度)

偶然な事故で、借用住宅が破損し、賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いたします。  
ご注意:住宅に生じたすり傷等の単なる外観上の損傷で住宅の機能に直接影響のない損害等は保険金お支払いの対象となりません。(賃貸借契約に基づく原状回復費用を補償するものではありません。)(修理費用保険金総合補償特約をセットしております。)

◆臨時費用保険金  
(損害保険金の30%、1事故1世帯ごとに100万円限度)

①～⑦の事故によって臨時に生じる費用をお支払いたします。

◆残存物取片づけ費用保険金  
(損害保険金の10%限度)

①～⑩(通貨・預貯金証書等の盗難を除く)の事故で、残存物の片づけや清掃に要した費用をお支払いたします。

◆失火見舞費用保険金  
(1世帯50万円×被災世帯数、1事故につき保険金額の20%限度)

①、③の事故で他人の所有物に損害を与えた場合の見舞金等の費用をお支払いたします。(煙損害、臭気付着損害のみは除きます。)

◆地震火災費用保険金  
(保険金額の5%、1事故・1世帯ごとに300万円限度)

地震・噴火・津波による火災で家財を収容する住宅が半焼以上、または家財が全焼した場合にお支払いたします。

◆損害防止費用

①～③の事故で消火活動によって生じる消火薬剤等の再取得費用、損傷した物の修理費用などの実費をお支払いたします。

安心 **2** 賠償責任保険

大家さんや他人への法律上の賠償責任補償

◆大家さんに対する法律上の損害賠償責任

大家さんへの安心  
(借家人賠償)

被保険者(保険の補償を受けられる方)の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、借りているお部屋や建物に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償損害保険金をお支払いたします。  
ご注意:住宅に生じたすり傷等の単なる外観上の損害で住宅の機能に直接影響のない損傷等は保険金お支払いの対象となりません。(賃貸借契約に基づく原状回復費用を補償するものではありません。)(借家人賠償責任総合補償特約をセットしております。)

◆他人に対する法律上の損害賠償責任

お隣さんへの安心  
(個人賠償)

日本国内において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償をしなければならないとき、賠償損害保険金をお支払いたします。

(注)賠償責任保険の被保険者とは本人のほか、次のいずれかに該当する者となります。  
①本人の配偶者 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ④①～③までに該当しない本人の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限りません。)

安心 **3** 安心の特約

さらに、あなたに安心を拡げる補償

◆給排水管修理費用補償特約  
(1事故につき、1世帯ごとに10万円限度)

給排水管の凍結による損壊や、給排水設備の目詰まりで被保険者の家財に損害が生じて損害保険金が支払われる場合、給排水設備の目詰まりで他の戸室に漏水等による水濡れを生じさせた場合に、給排水管・給排水設備復旧のために必要な修理費用を保険金として支払います。

◆ドアロック交換費用補償特約  
(1回の事故につき、3万円限度)

日本国内で、住宅のドアのかぎが盗難された場合、ドアロック(ドアの錠)の交換に必要な費用を保険金としてお支払いたします。(かぎの紛失は対象となりません。)

◆加害事故法律相談費用補償特約  
(1相談1万円、1事故5万円限度)

日本国内において日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任について弁護士に相談した場合の法律相談料(当会社の同意を得たもの)を保険金としてお支払いたします。

お支払い例 こんな事故にお支払いたします。  
(2年間基本契約のみ20,000円コースの場合)

<p>たばこの火の不始末で火事が発生。 家財の損害額 <b>283万円</b>*</p>	<p>洗濯機の水があふれ、階下の住宅の家財がびしょ濡れに。 階下の入居者への賠償金額 <b>115万円</b>*</p>	<p>掃除中に、誤ってテレビを倒し壊してしまった。 家財の損害額 <b>10万円</b> (自己負担額3万円)</p>	<p>料理中、鍋を誤って加熱しすぎ、火災になった。 大家さんへの賠償金額 <b>158万円</b>*</p>
--------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

※上記の損害保険金(および賠償損害保険金)のお支払い例はあくまでも例示です。実際のお支払い額は事故の内容、設定いただいている保険金額によります。

くらし安心総合保険は、“新価実損払い”です!!

新価実損払いとは?  
家財などの「物」の場合、使用による消耗により年数の経過とともに「物」の価額が減少します。この「使用による消耗分」を「減価」といいます。また、同等の物を新たに購入するのに必要な金額のことを「再調達価額」といいますが、その再調達価額から「減価分」を差し引いた額が「時価額」となります。保険金のお支払いが「時価額基準」の火災保険ですと、万一事故があった場合に、支払われる保険金だけでは事故前と同等の家財を再購入することができません。くらし安心総合保険は、「再調達価額」基準で実損払い(保険金額を限度として実際の損害額をお支払いすること)ですので、万一の場合にも保険金で同等の家財を再購入できます。(貴金属等は時価額基準となります。)

●ご契約金額(保険金額)の設定にあたりましては、ご契約時にご確認いただきます「ご説明シート」に記載の家財の簡易評価などをご参考に設定してください。

ジェイアイの  
くらし安心総合保険  
地震保険

さらに プラスで **安心!** 地震による家財の損害も補償します!

もっと

くらし安心総合保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっております。くらし安心総合保険では、地震・噴火・津波による損害(延焼・拡大損害を含みます。)は補償されません。(ただし、地震火災費用保険金は支払われます。)地震保険へのご加入をおすすめいたします。地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいてお取り扱いしています。

● 補償内容 (くらし安心総合保険にセットした地震保険の場合)

居住専用建物内にある家財を対象とし、地震・噴火・津波を原因とする火災(およびその延焼、拡大損害)・損壊・埋没・流失によって家財(\*)が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※次に掲げるものは対象となりません。

- 通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手、その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 貴金属・宝石・書画・骨董(こっとう)等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本・設計書・図案、その他これらに類するもの

…等

● お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等の際における紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

…等

● お支払金額

一部損

地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価の10%以上30%未満となった場合



半損

地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価の30%以上80%未満となった場合



全損

地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価の80%以上となった場合



損害の程度	家財の損害割合	お支払い金額
全損	80%以上	地震保険のご契約額の100%(時価が限度)
半損	30%以上80%未満	地震保険のご契約額の50%(時価の50%が限度)
一部損	10%以上30%未満	地震保険のご契約額の5%(時価の5%限度)

(ご注意)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する家財については地震保険をご契約いただけません。

注) 時価とは、同一程度のものの再取得に必要な額から減価額を差し引いた額をいいます。  
● 地震保険には、割引制度があります。次頁「地震保険の割引について」の割引一覧表にて内容をご確認いただき、割引を適用する場合は必ず確認資料のご提出をお願い致します。  
● 地震保険における建物の構造につきましては、別紙「ご説明シート」の構造級別判定チャートをご参照ください。

● 地震保険の割引について

保険の対象を収容する建物が下記のいずれかに該当する場合、下記割引が適用されます。ご契約の際には必ずご確認ください。

割引名	割引率等	適用条件等 (*または※をすべて満たした場合に割引適用されます。)
建築年割引	10%	<p><b>*昭和56年6月1日以降に新築された建物であること</b></p> <p>割引適用にあたっては、下記いずれかの資料をご提出ください。                      ・公的機関等により作成された書類(写)および公的機関等により公表されている資料等                      ・宅地建物取引業法第35条の規定により宅地建物業者が建物売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書(写)で建築年月が確認できるもの                      ・本規定に基づく建築年割引が適用されていることおよびその新築年月が昭和56年6月1日以降であることを確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または変更承認書の写し</p>
耐震等級割引	耐震等級が1 → 10% 耐震等級が2 → 20% 耐震等級が3 → 30%	<p><b>*家財を収容する建物が、評価方法基準に規定する耐震等級(1~3)または耐震診断による耐震等級の評価指針に定められた耐震等級(1~3)を有すること</b></p> <p>割引適用にあたっては下記いずれかの確認資料をご提出ください。                      ①建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)                      ②耐震性能評価書(写)                      ③認定通知書等(注1)(写)および技術的審査適合証等(注2)(写)                      ④本規定に基づく耐震等級割引が適用されていることおよび耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または変更承認書の写し                      耐震等級が1の場合→10%(注3)                      耐震等級が2の場合→20%(注3)                      耐震等級が3の場合→30%(注3)                      ※③については保険始期が2011年7月1日以降であること。</p>
免震建築物割引	30%	<p><b>*家財を収容する建物が免震建築物であること</b></p> <p>割引適用にあたっては下記いずれかの確認資料をご提出ください。                      ①建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)                      ②認定通知書等(注1)(写)および技術的審査適合証等(注4)(写)                      ③本規定に基づく免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または変更承認書の写し                      ※①については、保険始期が2007年10月1日以降であること                      ※②については、保険始期が2011年7月1日以降であること。</p>
耐震診断割引	10%	<p><b>*対象建物が昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たすこと。</b></p> <p>割引適用にあたっては、下記いずれかの資料をご提出ください。                      ・耐震基準適合証明書(写)、住宅耐震改修証明書(写)                      ・本規定に基づく耐震診断割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または変更承認書の写し</p>

(注1) 所管行政庁により作成された長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類をいいます。

(注2) 登録住宅性能評価機関等により作成された耐震等級を確認できる書類をいいます。

(注3) 上記(注1)の書類のみによる確認の場合、耐震等級割引は20%が適用されます。

(注4) 登録住宅性能評価機関等により作成された免震建築物であることを確認できる書類をいいます。

※上記の割引を重複して適用することはできませんので、ご注意ください。

※上記の割引を適用する場合、確認資料のご提出をお願いいたします。(確認資料をご提出いただけない場合は、割引を適用することはできませんのでご注意ください。)

※上記に記載のないもので確認資料とできるかどうかにつきましては、代理店または弊社相談窓口までご相談ください。

※地震保険期間の途中で確認資料が提出された場合は、原則として、お客様から確認資料の提出があった日以降に対して割引が適用されます。

● 地震保険料は建物の所在地と建物の構造により決まります。

● 地震保険における建物の構造につきましては、ご契約時にご確認いただきます「ご説明シート」の構造級別判定チャートをご参照ください。

## ●暮らし安心総合保険(リビングサポート保険)の概要●

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④台風・暴風雨等の風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災(ひょうさい)、雪崩(なだれ)等の雪災(融雪洪水を除きます) ⑤住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊、接触等 ⑥給排水設備の事故、他の戸室で生じた事故による漏水などの水濡れ ⑦騒擾(そじょう)等の集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為等 ⑧盗難(保険証券記載の住宅内に限ります) 盗難による損傷、汚損を含みます。 ※預貯金証書、キャッシュカード、デビットカードの場合は、実際に口座より現金が引き出されたとき、小切手の場合は支払金融機関による支払がなされた場合 ⑨水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ等) ・損害額が、保険の対象の再調達価額の30%以上のとき ・保険の対象を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき ⑩(①～⑨以外)の不測かつ突発的な事故	●実際の損害額(再調達価額ベース) 家財のご契約金額(ご契約金額が再調達価額をこえるときは再調達価額とします)が限度となります。 ※⑩、⑪の場合も同様とします。 再調達価額…同等の物を新たに購入するのに必要な金額 ※保険の対象が貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董(ことう)、彫刻物その他の美術品の場合、時価基準によります。(⑩、⑪の場合も同様とします) ●損害による価値の低下は、損害の額に含めません。 ●1個または1組の損害額が時価額基準で30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。 ※④の場合、住宅またはその一部(窓、扉等の開口部を含みます)が風災・雹災(ひょうさい)・雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。 ※⑧のうち、通貨、預貯金証書等の盗難について 保険の対象には含まれませんが、盗難の場合のみお支払い対象となります。 【通貨・小切手・切手・印紙】 1回の事故につき1世帯ごとに20万円限度。 【預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード】 1回の事故につき1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度。 【乗車券等】 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます)、宿泊券、観光券、旅行券。 1回の事故につき1世帯ごとに5万円限度。
	●実際の損害額(再調達価額ベース) ※3万円の自己負担額があります。	
	●実際の損害額(再調達価額ベース) ①～⑧(通貨・預貯金証書等の盗難を除く)、⑩の事故の場合。 1事故100万円限度(⑩の場合は自己負担額3万円)	
	●実費。偶然な事故で、借用住宅を修理したとき。 1事故支払限度額100万円、自己負担額なし	
	●損害保険金の30%。①～⑦の事故で保険金支払いの対象となるとき。1事故1世帯ごとに100万円限度。	
	●実費。①～⑧(通貨・預貯金証書等の盗難を除く)、⑨、⑩の事故で保険金支払いの対象となるとき。損害保険金の10%限度。	
	●1被災世帯50万円×被災世帯数の総額。 ①、③の事故で保険金支払いの対象となるとき。1事故につき保険金額の20%限度。	
	●保険金額の5%。 地震、噴火、津波による火災損害のとき。 1事故1世帯ごとに300万円限度。	
	●実費。消火活動のための消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用や再取得費用、消火活動のための緊急人件費や器材費、など。	
	●賠償責任(日本国内のみ) ・保険証券記載の住宅の所有・使用もしくは管理または被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故による他人の身体障害または財物損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき 借家人賠償責任総合補償特約 借家人賠償責任 ・保険証券記載の住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損害をうけ、被保険者がその住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき	●損害賠償金:被保険者が被害者に対して支払うべき治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費等。(判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。) ●争訟費用:損害賠償の解決について被保険者が弊社からの書面による承認を得て支出した訴訟・裁判費用および示談交渉に要した費用。 ●損害防止費用:被保険者が損害の発生および、拡大の防止のために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用。 ●緊急措置費用:被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。 ●協力費用:被保険者が弊社の要求に従い、協力するために要した費用。 ●権利保全費用:被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続きをとるために要した費用。
給排水管修理費用補償特約 ・給排水管の凍結や目詰まりによる水濡れ損害のとき	●給排水管の修理費用(実費) 1事故1世帯ごとに10万円限度。	
ドアロック交換費用補償特約(日本国内のみ) ・ドアのかぎを盗難されたとき	●ドアロック交換費用(実費) 1事故3万円限度。	
加害事故法律相談費用補償特約(日本国内のみ) ・個人賠償事故発生の際の相談について	●法律相談料(実費) 1相談1万円、1事故5万円限度(弊社の同意を得たもの)	
修理費用保険金総合補償特約 借家人賠償責任総合補償特約	●「修理費用保険金」項目の通り ●「借家人賠償責任」項目の通り	

### お支払いできない主な場合

【A: 次の事由に起因する損害については保険金をお支払いいたしません】

●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を言います。)の故意もしくは重大な過失または法令違反●保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触。(被保険者の引越中の事故は除く)●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為●保険の対象の置き忘れまたは紛失●事故の際における保険の対象の紛失または盗難●保険の対象が屋外にある間に生じた盗難(被保険者の引越中の事故は除く)●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動●地震、噴火またはこれらによる津波。(地震火災費用保険金は支払われます。)\*別途、地震保険にご加入いただくことでこれらの損害を補償できます。●核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故 …など

【B: Aに加え次の事由に起因する⑩の事故による保険金はお支払いいたしません】

●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害●保険の対象の欠陥●保険の対象の自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食いによる損害●保険の対象に対する加工、修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害●保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷・汚損であって、機能に直接関係のない損害●保険の対象の電氣的事故、機械的故障●詐欺または横領による損害●土地の沈下、移動、隆起による損害●電球、ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害●楽器について生じた弦の切断または打楽器の打皮の破損等または音色、音質の変化●磁気テープ、磁気ディスク等により記録された情報に生じた損害●義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するものに生じた損害●携帯電話(PHSを含む)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品に生じた損害●携帯式電子事務機器(ラップトップ、またはノート型パソコン、電子手帳等)およびこれらの付属品に生じた損害●ラジコン模型および付属品の損害●ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品に生じた損害●リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびスノーボードならびにこれらの付属品に生じた損害●動物または植物に生じた損害 …など

【C: 次の事由に起因する賠償損害保険金はお支払いいたしません】

●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任●被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任●被保険者が保険証券記載の住宅を貸主に引き渡した後に発見された保険証券記載の住宅の損壊に起因する損害賠償責任●航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 …など

【D: 修理費用保険金総合補償特約をセットした場合、次に掲げる損害に対しては、修理費用保険金をお支払いいたしません。】

借家人賠償責任総合補償特約をセットした場合、Cに加え次に掲げる損害に対しては、賠償損害保険金を支払いたしません。】

●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害●住宅の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意により生じた損害●住宅の欠陥によって生じた損害●住宅の自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害●住宅に対する加工、修理等の作業における作業上の過失または技術の拙劣による損害●住宅に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷・汚損であって、住宅の機能に直接関係のない損害●住宅の電氣的事故、機械的故障によって生じた損害●詐欺または横領によって住宅に生じた損害●土地の沈下、移動または隆起による損害●電球、ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害●風、雨、雹(ひょう)、砂塵(さじん)の吹込みまたはこれらのものの混入による損害 …など

## 充実サポートで、さらに安心! 2つの24時間サービス

### Ji ホームアシスタンス 24

### 24時間ライフサポートサービス

## 24時間365日受付対応のライフサポートサービス

サービス  
1

### カギあけサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギ開けを行います。

30分程度の応急処置に要する作業や出張料は無料となります。(部品代はお客さまのご負担となります)



サービス  
2

### 水まわりサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

30分程度の応急処置に要する作業や出張料は無料となります。(部品代はお客さまのご負担となります)



※「Jiホームアシスタンス24」はジェイアイ傷害火災保険(株)がアクサ・アシスタンス・ジャパン(株)と業務提携して行うサービスです。  
※委託先「アクサ・アシスタンス・ジャパン(株)」はお客様個人を識別しうる情報(個人情報)を適切に保護するため、お客様から提供を受けた個人情報は、個人情報保護に関する法律に従って取り扱います。

### Ji サポート 24

### 24時間年中無休だから安心です!

## ご加入いただいたご本人様とご家族を守る24時間医療健康相談サービス

- 医師・保健師・看護師が、24時間・年中無休体制で健康・医療・看護・介護のご相談に応じ、わかりやすくアドバイスいたします。
- 夜間・休日の医療機関をご案内いたします。
- いつでもどこからでも、ご加入者とそのご家族が無料で相談できます。
- プライバシーは固く守ります。

スタッフ  
●ドクター(内科・小児科・産婦人科など各科) 68名  
●ヘルスカウンセラー  
●(保健師・正看護師などキャリアのある相談員) 248名  
●メディカルオペレーター 32名

(平成22年3月現在) 合計348名



ケガの応急処置



薬の使用



人に話しくい病気



真夜中の病気

※「Jiサポート24」は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社が、ティーベック株式会社と業務提携して行うサービスです。委託先「ティーベック株式会社」はお客様個人を識別しうる情報(個人情報)を適切に保護するため、お客様から提供を受けた個人情報は、個人情報保護に関する法律に従って取り扱います。  
※詳しくは右記のホームページにてご確認ください。http://www.t-pec.co.jp

## ご注意

- くらし安心総合保険は、世帯が生活を営んでいる建物内の家財を補償の対象としています。  
(生活を営んでいない単なる事務所や店舗などはこの保険ではご契約いただけません。)
- ご契約に際しましては、重要な事項等説明書(「契約概要」及び「注意喚起情報」)を必ずご一読の上、内容をご確認下さい。
- このパンフレットは、この保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、弊社相談窓口または取扱代理店までお問い合わせください。

- ご契約タイプは、別に案内する保険料表よりお選びください。
- 他の保険契約等(共済を含みます。)がある場合には必ずお申し出ください。  
(他の保険契約等(共済を含みます。))とは、「住宅総合保険」「積立生活総合保険」「長期総合保険」「住宅火災保険」等をいいます。)
- 事故が起こったとき、または転居などご契約内容に異動が生じたときは、遅滞なく弊社相談窓口または取扱代理店までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリング・オフ制度がございます。  
ご契約の際に、クーリング・オフ制度を説明した書面でご確認ください。
- くらし安心総合保険には、通信販売に関する特約がセットされます。この特約は、郵送等による方法によって、保険のお申込み、契約締結される保険契約に適用される特約です。

### 【財産状況の変化による保険金の削減について】

- 引受保険会社の経営が破綻した場合などには、保険金、返戻金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員などの数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所などが締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金などは原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。なお、家計地震保険の保険金、返戻金などは、100%が補償されます。

### 【地震保険について】

- 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する家財については地震保険をご契約になれません。  
(地震保険の割引制度)  
保険の対象を収容する建物が次の①～④のいずれかに該当する場合、所定の確認資料をご提出いただきますと10%～30%の割引が適用されます。  
①昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合  
②家財を収容する建物が、評価方法基準に規定する耐震等級(1～3)または耐震診断による耐震等級の評価指針に定められた耐震等級(1～3)を有する場合  
③対象建物が免震建築物である場合  
④対象建物が昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合
- ☆地震保険に関する詳細は、別途パンフレット「地震保険は、必要保険です。」をご参照ください。
- ☆「地震保険料控除」について  
所得税法等の改正により、平成19年1月から「地震保険料控除」が創設され、所得税は平成19年分以後、住民税は平成20年度分以後について適用されることになりました。

### 【次回のご継続契約は、保険料をお支払いいただくだけの便利な自動継続となります】

本契約には、保険契約の継続に関する特約がセットされています。  
次回以降のご継続につきましては、保険契約の満了する3ヶ月前の日までに保険会社または保険契約者のいずれか一方により書面で別段の意思表示がなく、また、払込期日までに保険料をお振込みいただいた場合、保険契約の満了する日のご契約内容と同一内容にて継続されます。以降、同様となります。  
保険料の払込期日までに払い込みがなく、払込期日後1ヶ月を経過した後も払い込みがない場合には、継続契約が解除されます。  
自動継続をご希望されない場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

〈引受保険会社〉

〈取扱代理店〉

 **ジェイアイ傷害火災保険株式会社**  
〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 AIビル

5944345

申込書記載の代理店とします。

J11F160 ACG

- ご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

お客様  
専用フリー  
ダイヤル

0120  
FreeDial

**0120-788-671**

(または、03-5215-8023)

受付時間 平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)